



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……
- ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……(同)……
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……

公告

- 開発行為に関する工事完了……
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(同)……

告示

●東京都告示第八百十五号
平成三十年東京都告示第七百十七号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年七月六日

東京都知事 小池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日
認定を取り消した区域の地名地番
港区港南四丁目二十九番一
令和五年六月八日

●東京都告示第八百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
令和五年七月六日
東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番
港区港南四丁目二十九番一の一部
令和五年六月八日

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八百十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年七月六日
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区大崎一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

●東京都告示第八百十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年七月六日
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区本木二丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年七月六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市谷戸町三丁目三千七百九十の十番九十九号(第一工区) 西東京市東伏見三丁目六番十九号

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

東久留米市新川町三丁目百七十八番一及び百七十九番一 埼玉県所沢市東所沢一丁目一番地六

株式会社新倉不動産

代表取締役 新倉 光治

東村山市恩多町二丁目四十三番九、同番九地先及び四十四番三十九 武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社飯田産業

代表取締役 築地 重彦

六 小金井市東町五丁目二番二十 西東京市東伏見三丁目六番十九号

代表取締役 小寺 一裕

タクトホーム株式会社

代表取締役 加藤 敬太

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年七月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

一 店舗名 (仮称) 中野二丁目地区商業施設

二 店舗所在地 中野区中野二丁目二十四番十一号 ほか

三 設置者名 中野二丁目地区市街地再開発組合

四 設置者住所 中野区中野三丁目三十二番地十一

五	小売業を行う者の氏名又は名称	未定
六	新設をする日	令和六年二月十五日
七	店舗面積の合計	千七百四十平方メートル
八	駐車場の位置及び収容台数	店舗内 十二台
九	駐輪場の位置及び収容台数	店舗内 百一台
十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内 四十八平方メートル
十一	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内 二十四・六六立方メートル
十二	小売業を行う者の開店時刻	二十四時間営業
十三	小売業を行う者の閉店時刻	二十四時間営業
十四	来客が駐車場を利用することができる時間帯	二十四時間
十五	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	一箇所 店舗東側
十六	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十一時まで
十七	届出日	令和五年六月十四日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十九	縦覧期間	令和五年七月六日から同年十一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条

二十 縦覧時間
 例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年七月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 キテラタウン調布
- 二 店舗所在地 調布市菊野台一丁目三十三番地三
- 三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番三号
- 五 変更前の設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号
- 六 変更後の設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番三号

- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーションほか七名
- 九 変更日 令和三年十一月二十二日ほか
- 十 届出日 令和五年六月十三日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 令和五年七月六日から同年十一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 恵比寿ガーデンプレイス
- 二 店舗所在地 渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか
- 三 設置者名 サッポロ不動産開発株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区恵比寿四丁目二十番三号ほか
- 五 変更を行った設置者名 サッポロ不動産開発株式会社
- 六 変更前の設置者の代表者名 時松 浩
- 七 変更後の設置者の代表者名 宮澤 高就
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーションほか十二名
- 九 変更後の小売業者 株式会社ライフコーポレーション

- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ほか二十六名
俺の株式会社ほか三名
- 十一 変更前の小売業者の住所 中央区銀座八丁目五番六号(俺の株式会社)ほか
- 十二 変更後の小売業者の住所 中央区銀座八丁目三番十号(俺の株式会社)ほか
- 十三 変更前の小売業者の代表者名 寺崎 悦男(俺の株式会社)ほか
- 十四 変更後の小売業者の代表者名 橋本 哲也(俺の株式会社)ほか
- 十五 変更日 令和五年一月一日ほか
- 十六 届出日 令和五年五月二十六日
- 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間 令和五年七月六日から同年十一月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

